



IFRS news

June 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

金融商品の認識の中止に関する公開草案

経緯

- 2005年: 国際会計基準審議会(以下、IASB)は、IAS第39号の認識の中止の規定が複雑で会計処理が分かりにくいとの批判に対応するため、認識の中止に関するプロジェクトをリサーチ・アジェンダに加えしました。
- 2008年7月: IASBは金融安定化フォーラムでの勧告に取組むため、認識の中止に関するプロジェクトを早急に進めることとし、当該プロジェクトをアクティブ・アジェンダとしました。
- 2009年3月: 公開草案(ED)が公表されました。当該EDでは、企業が第三者に譲渡した金融資産に対して何らかの継続的な関与を有している場合の規定の改善と簡素化、および開示規定の強化を目的としています。
- 2009年6月: 東京、ロンドン、トロントで円卓会議が行われ、当該提案に対する関係者の見解を聞くと共に、当該草案による提案と最近公表された公開草案第10号「連結財務諸表」との相互関係についての説明が行われる予定です。
- 2009年7月31日: コメントの提出期限
- 2010年上期: 最終基準の公表期限

IASB は 3 月に公開草案を公表し IAS 第 39 号と IFRS 第 7 号の改訂に関する提案を行いました。香港の PwC グローバル ACS の Ian Farrar と Tracy YH Chen が主な内容について説明します。

IAS 第 39 号と金融資産の認識の中止

当該草案には金融資産の認識の中止について、2つのアプローチが記載されています。支配に基づく「提案されているアプローチ」を大多数の理事が支持し、「代替的アプローチ」を残りの5名の理事が支持しています。どちらのアプローチにおいても、金融資産の売却とみなされない場合は、当該金融資産は貸借対照表上の資産として計上し、受領した対価は金融負債として認識します。

提案されているアプローチ

IAS 第 39 号における現行のアプローチは主に「リスクと経済価値」に基づき、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転した訳でもなく、またほとんどすべてを保持している訳でもない場合に、補足的に「支配」のテストが行われます。それに対し「提案されているアプローチ」では「支配」のテストが中核をなし、「リスクと経済価値」は譲渡資産への継続的な関与のテストを通じて評価されます。これにより、現行アプローチの複雑性の一要因が低減されることが期待されます。

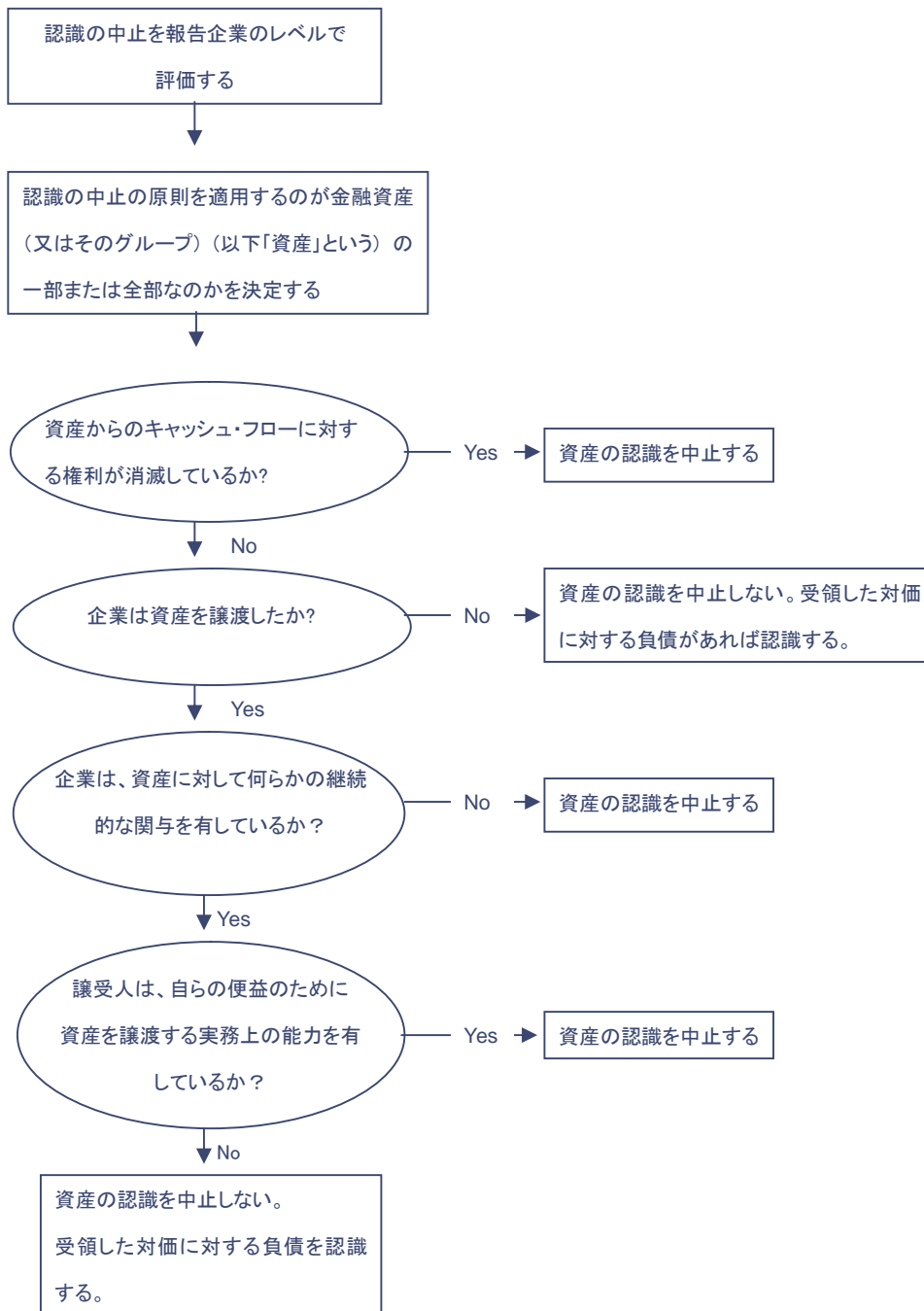
下記に起因するその他の複雑性も取り除かれています。

- 厳格な「パススルー」規準
- 継続的な関与に係る会計処理

提案されているアプローチでは、下記の場合に譲渡資産の認識の中止が行われます。

- 企業が譲渡資産への継続的な関与を有していない場合、または
- 企業が譲渡資産への継続的な関与を有しているが、当該資産をもはや支配していない場合

ただし、いくつかの現行規定は提案されているアプローチにおいても近似した形で残されています。例えば、企業は最初に全ての子会社(SPEを含む)を連結してから、どの資産(あるいは資産の一部、または資産グループ)に対して認識の中止を行うのかを決定し、キャッシュ・フローへの権利が消滅している全ての金融資産の認識の中止を行います。下記のフローチャートを参照下さい。



PwCの見解

認識の中止を一括して評価するには資産が「類似」していることとする規定は取り除かれました。ただし、これら一括して評価する資産は金融資産の定義を満たさなければならず、満期までの期間にわたり資産にも負債にもなりえる持分(例、金利スワップ)を含むことは出来ません。

- 継続的な関与: 譲渡人が、譲渡の一部として、譲渡した資産に付随する契約上の権利または義務を保持する場合、または、当該資産に関連して生じる新たな契約上の権利または義務を取得する場合、譲渡人は当該資産に対する継続的な関与を有します。通常の表明や保証、受託または代理人関係におけるサービス業務を行う権利、当該資産の公正価値による再取得に係る契約(例、プット、コール、フォワード)は継続的な関与には該当しません。

PwCの見解

何をもって受託または代理人関係と言うかという点についての説明はほとんどありませんが、当該草案では、サービサーとしての譲渡人の解約が可能でない限り、サービス業務を行う権利の保持は継続的な関与と見なしているようです。ファクタリング契約において解約権は一般的ではないため、提案されたアプローチでは、ファクタリング契約に関する認識の中止が大幅に減少する可能性があります。

- 支配とは、自らの便益のために譲渡を行う実務上の能力を示します。当該定義は、譲受人が取引において自らの便益のために資産の処分を行う実務上の能力を有するかどうかを見るという点で、現行のIAS第39号の定義と類似しています。譲受人が資産の処分を行う実務上の能力を有していると判断するには、譲受人が譲渡取引後に一方的に、かつ追加的な制約を課すことなく、資産を(無関係の)第三者に譲渡できなければなりません。

PwCの見解

当該草案における支配の定義は、現行のIAS第27号「連結及び個別財務諸表」で取得企業に適用される定義や、公開草案第10号「連結財務諸表」で提案されている定義と異なりますが、両者とも、第三者が出来ることというよりも、支配企業が出来ることについて考慮する定義となっています。公開草案第10号および提案されている認識の中止のアプローチでは、支配概念の適用が目的とされていますが、認識の中止の取引でのSPEの使用等により利益操作の機会が生じる可能性があります。

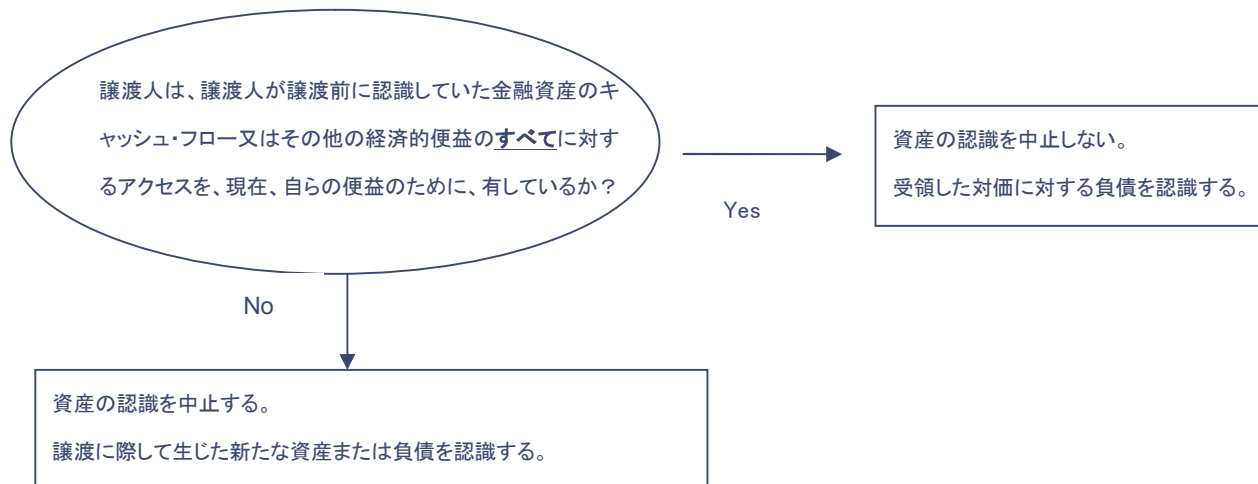
特定の条件の下、市場にて容易に取得可能な資産を譲渡人に戻す権利を譲受人に認める、または要求するような契約(例、オプションやフォワード)は、譲受人が原資産の売却を行う実務上の能力を制約するものではありません。従って、売却・買戻取引(以下、「レポ取引」)については、譲渡日において、譲渡資産がアクセス可能な市場で活発に取引されている場合に、認識の中止の要件を満たすこととなります。

PwCの見解

容易に取得可能な金融資産の「レポ取引」に提案されている会計処理を適用すると、銀行の貸借対照表上、伝統的に金融取引と見なされていた取引に関する残高が大幅に減少することとなります。また、資産の買戻に関する規定は、損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ(フォワード契約)として処理されます。

代替的アプローチ

代替的アプローチにおける認識の中止も支配概念に基づくものです。企業が、資産のあらゆるキャッシュ・フローに対する支配を放棄した場合、企業はもはや当該資産を支配しないため、当該資産に対する認識は完全に中止されます。部分的な認識の中止の概念は当該アプローチにはありません。留保された資産へ何らかの継続的な関与がある場合、新たな資産/負債を認識します。下記のフローチャートを参照下さい。



PwCの見解

代替的アプローチでは、譲渡資産の個別キャッシュ・フローに対する権利の譲渡があれば資産全体の認識の中止が行われるため、現行アプローチや提案されているアプローチ以上に認識の中止が生じることとなります。また、保有持分に関する損益の認識も拡大します。

IAS 第 39 号および金融負債の認識の中止

当該草案では、金融負債が企業の負債でなくなった時、すなわち、現在の義務が消滅し、かつ企業が当該義務について経済的資源を譲渡する必要がなくなった時に、金融負債の認識を中止することを提案しています。

PwCの見解

提案されたアプローチは現行のIAS第39号と類似しており、多くのガイダンスが継続されています。現行実務における大幅な変更はないと予想されます。

IFRS 第 7 号における開示

今回の草案では、下記の譲渡資産について新しい質的、量的な開示を行うことを提案しており、いずれも重要なものです。

- 認識の中止の要件を満たさない譲渡資産、または
- 認識の中止が行われるが、企業が継続的な関与を有している譲渡資産

これらの開示は、譲渡資産への継続的な関与に対する企業の業績や財政状態の感応度を、財務諸表の利用者が理解できるようにすることが目的とされています。

新しい開示規定には下記が含まれます。

- 認識が中止された金融資産の公正価値
- 継続的な関与による損失に対する最大エクスポージャー、およびその決定方法
- 認識を中止した金融資産を買戻すための割引前キャッシュ・アウトフロー、および当該キャッシュ・フローの契約上の満期分析
- 関連リスク変数の合理的に可能な変化が、継続的な関与の公正価値に与え得る影響を示した感応度分析

さらに、企業は継続的な関与の各カテゴリについて、下記の項目を開示する必要があります。

- 資産の譲渡日に認識された損益
- 継続的な関与から認識された収益及び費用
- 譲渡活動が報告期間にわたって均等に分布していないことに関する詳細情報

PwCの見解

当該開示規定は、意思決定に有用な情報の開示を求める原則の設定というよりは、「要検討項目リスト」を示しているように思われます。財務諸表の作成者は、既に支配していない資産について、これらの開示規定を満たすための全ての必須データを取得するシステムを備えていない可能性もあります。

発効日および経過措置

当該草案では発効日後に締結された取引について、将来に向かっての適用を提案しています。企業が当該取引の最初の会計処理を行う時点で、認識の中止に関する改訂ガイダンスの適用に必要な情報を取得している場合、早期適用が可能となります。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.